ヘ　当該輸出組合又は当該輸入組合が役員に対して補償契約に基づき法第十九条第一項において準用する協同組合法第三十八条の五第一項第二号に掲げる損失を補償したときは、その旨及び補償した金額

ト　［略］

三の二　当該輸出組合又は当該輸入組合が保険者との間で役員賠償責任保険契約（法第十九条第一項において準用する協同組合法第三十八条の六第一項に規定する役員賠償責任保険契約をいう。以下同じ。）を締結しているときは、次に掲げる事項

イ　当該役員賠償責任保険契約の被保険者の範囲

ロ　当該役員賠償責任保険契約の内容の概要（被保険者が実質的に保険料を負担している場合にあってはその負担割合、塡補の対象とされる保険事故の概要及び当該役員賠償責任保険契約によって被保険者である役員（当該輸出組合又は当該輸入組合の役員に限る。）の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあってはその内容を含む。）

四～八　［略］

第四十条　法第十九条第一項において準用する協同組合法第四十条第五項（法第十九条第一項において準用する協同組合法第六十九条において準用する場合を含む。）の規定による監査については、この節の定めるところによる。

2　［略］

（決算関係書類の組合員への提供）

第四十四条　法第十九条第一項において準用する協同組合法第四十条第七項（法第十九条第一項において準用する協同組合法第六十九条において準用する場合を含む。）の規定により組合員に対して行う提供決算関係書類（次の各号に定めるものをいう。以下同じ。）の提供に関しては、この条の定めるところによる。

一～三　［略］

2～4　［略］

（事業報告書の組合員への提供）

第四十五条　法第十九条第一項において準用する協同組合法第四十条第七項（法第十九条第一項において準用する協同組合法第六十九条において準用する場合を含む。）の規定により組合員に対して行う提供事業報告書（次の各号に定めるものをいう。以下同じ。）の提供に関しては、この条の定めるところによる。

一～三　［略］

2～6　［略］

（総会の招集に係る情報通信の技術を利用する方法）

第五十一条　法第十九条第一項において準用する協同組合法第四十七条第四項（法第十九条第一項において準用する協同組合法第六十九条において準用する場合を含む。）の経済産業省令で定める方法は、第八条第一項第二号に掲げる方法とする。

［新設］

ニ　［略］

［新設］

四～八　［略］

第四十条　法第十九条第一項において準用する協同組合法第四十条第五項（法第十九条第一項において準用する協同組合法第六十九条において準用する場合を含む。）の規定による監査については、この節の定めるところによる。

2　［略］

（決算関係書類の組合員への提供）

第四十四条　法第十九条第一項において準用する協同組合法第四十条第七項（法第十九条第一項において準用する協同組合法第六十九条において準用する場合を含む。）の規定により組合員に対して行う提供決算関係書類（次の各号に定めるものをいう。以下同じ。）の提供に関しては、この条の定めるところによる。

一～三　［略］

2～4　［略］

（事業報告書の組合員への提供）

第四十五条　法第十九条第一項において準用する協同組合法第四十条第七項（法第十九条第一項において準用する協同組合法第六十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定により組合員に対して行う提供事業報告書（次の各号に定めるものをいう。以下同じ。）の提供に関しては、この条の定めるところによる。

一～三　［略］

2～6　［略］

（総会の招集に係る情報通信の技術を利用する方法）

第五十一条　法第十九条第一項において準用する協同組合法第四十七条第四項（法第十九条第一項において準用する協同組合法第六十九条第一項において準用する場合を含む。）の経済産業省令で定める方法は、第八条第一項第二号に掲げる方法とする。